

1 趣旨

本市では、多種多様な公の施設を設置しており、これまで市が推進する施策目的を実現するうえで大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、施設設置後の社会情勢の変化等に伴い、公の施設を取り巻く状況は大きく変わり、時代に即応した的確な対応が求められています。

そのため、本市では、「行財政集中改革計画」(平成 18 年 3 月策定)、「第 3 次行財政改革計画」(平成 19 年 3 月策定)及び「新財政健全化計画」(平成 19 年 3 月策定)において、公の施設のあり方を見直すことを明記し、その運営のあり方を見直すとともに、市民の視点に立ったサービス改善に取り組むこととしました。

この報告書は、これらの計画に基づき、今後の運営改善の取組み、あるいは施設運営の方向性という観点から個別施設ごとに検討を進め、現段階における市の考え方としてとりまとめたものです。

公の施設 (市民の福祉を増進する目的で、その利用に供するために設置する施設)

市民利用施設
(小中学校、文化施設、スポーツ施設など)

インフラ施設
(道路、河川など)

*ただし、道路、河川、小中学校及び公営企業が設置する施設は、今回の検討対象には含まれません。

2 公の施設を取り巻く現状と課題

(1) 市民ニーズの変化

少子高齢化の進展など社会情勢が大きく変化するなかで、市民ニーズも多種多様化し、公の施設に求められる役割も広がりや変化を見せています。そのような状況のなか、設置意義が薄れた施設、利用者数が大幅に低下している施設、あるいは類似の民間サービスが増加している施設が見受けられることから、施設の設置意義やサービス内容の再検証が必要です。

(2) 官民の役割の変化

近年、「民間でできることは民間で」という流れのなか、公共サービスの提供主体となりうる意欲と能力を備えた民間事業者が増加しています。

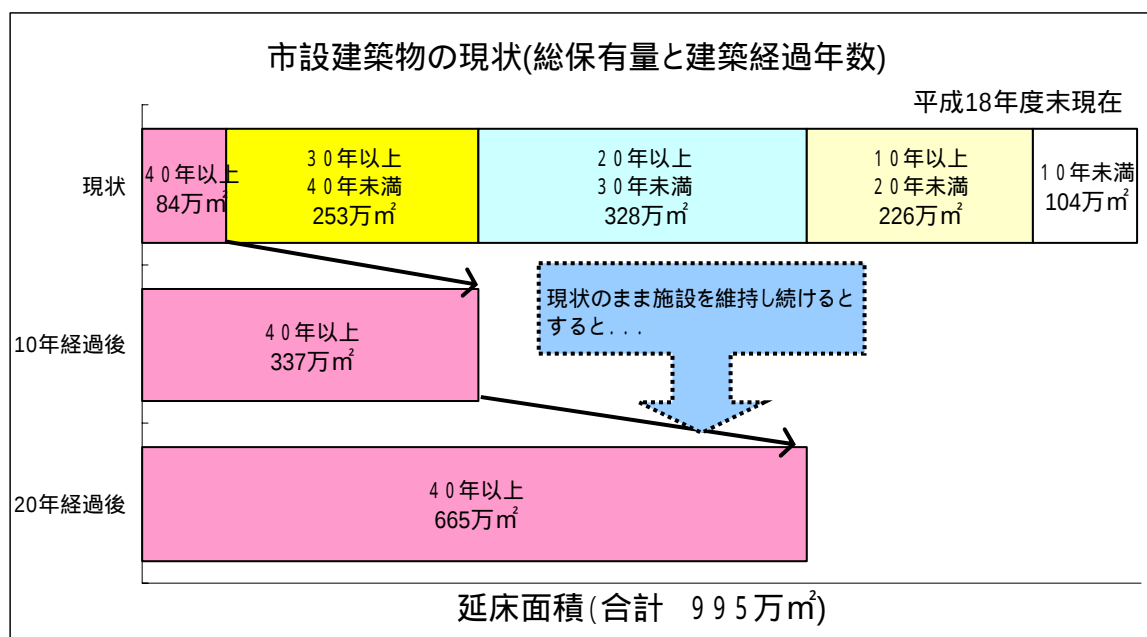
そのような状況のなか、改めて公的関与の必要性を検証し、本当に市が設置

すべき施設なのかを問い直す必要があります。また、施設運営にあたっては、指定管理者制度の導入等により、NPO やボランティアを含む民間の力を活用し、より一層市民サービスの向上とコスト縮減を図ることが求められています。

(3) 施設に係る費用の増加

公の施設の運営費(人件費、光熱水費、指定管理料等)は、平成 19 年度予算において年間 850 億円を超えており、本市予算の中で大きなウェイトを占めています。また、公の施設を含む市設建築物¹の約 1/3 が築後 30 年以上を経過しており、今後、集中的に更新時期を迎えることが想定されます。

今後も引き続き厳しい財政状況が見込まれるなか、施設の維持更新費用は本市の財政を著しく圧迫することが想定されるため、その圧縮に努める必要があります。公の施設についても、公的関与の必要性などの検証に加え、「資産」としての最適な活用・管理を全庁的・計画的に考える、アセットマネジメント²の視点から見直していくことを検討する必要があります。



1 市設建築物：市が設置する施設で、公の施設のほか、庁舎、研究所などが含まれます。

2 アセットマネジメント：本市では、本市の財政を著しく圧迫する施設の維持更新需要に対応するため、施設の長寿命化や集約化、維持管理の効率化など、長期的な視点から計画的に投資の抑制と平準化を図る、アセットマネジメント手法の導入を進めています。

3 取組経過

【18 年度】 学識経験者等 5 名からなる「名古屋市公の施設のあり方研究会」において、公の施設のあり方を見直していくうえで必要となる『点検プロセス』を検討しました。（平成 19 年 3 月、同研究会から「公の施設のあり方に関する報告書」提出）

【19 年度】 上記『点検プロセス』を踏まえ、公の施設を含む「施設の管理運営」等を対象に事務事業評価（市評価及び外部評価）を行い、施設ごとに総合評価（A～D）を付しました。

そして、評価結果を踏まえ、個々の施設運営のあり方や運営改善等について、施設所管局を中心に全市的に検討を開始しました。

【20 年度】 引き続き施設所管局を中心に検討を進め、全市的横断的な視点で調整を図ったうえで、現段階での市の考え方としてとりまとめました。

4 検討方法

(1) 基本的な考え方

区 分	検 討 の 方 向 性	
ア 公共性の低下 （当初の役割を終え、設置の意義が薄れていないか）	役割の再整理	廃止
イ 有効性の低下 （施設は十分に利用されているか、他に同種のサービスが存在しないか）	事業規模の縮小	施設の統廃合
ウ 代替性あり （行政でしかできないサービスか、民間で代替できないか）	指定管理者制度の導入	民営化
エ 存続が必要な施設	運営改善（利用の促進、サービスの向上、経費の縮減など）	

民営化には、社会福祉法人立への移行も含む。

(2) 対象施設

平成 19 年度事務事業評価で対象となった公の施設 115 件

(3) 検討の手続

平成 19 年度事務事業評価の市評価及び外部評価をあわせた評価結果(A～D)に基づいて、施設ごとに対応を検討しました。

○平成 19 年度事務事業評価結果

総合 評価	説 明	件数
A	現状どおりに管理・運営を進めることが適当	6
B	運営改善の検討	63
C	施設のあり方の見直しの検討	33
	(ア) 役割の再整理 (イ) 機能の縮小 (ウ) 管理運営主体・体制の見直し	
D	統廃合、民営化の検討	13
	(ア) 施設の廃止 (イ) 他施設との機能統合、施設統合 (ウ) 民営化による事業の継続	
合 計		115

件数は、市評価・外部評価のうち、評価が低い方で整理した。同様に、同種で複数ある施設も、評価が低い方で整理した。

○評価結果に基づく検討

A 評価であったもの：6 件

現状どおり管理運営を続けることが適当であることから、現状を維持又は向上できるよう、引き続き効率的・効果的な管理運営に努めます。

B、C 又は D 評価であったもの：109 件

(B 評価：63 件、C 評価：33 件、D 評価：13 件)

現状の管理運営を見直す必要がありますので、(1) 基本的な考え方にしたがって、事務事業評価結果で指摘された課題ごとに、166 事項の検討区分に整理したうえで、それぞれの区分に沿って、どのような状態をめざして、いかなる改革改善に取り組むのか、を明らかにするとともに、「第 3 次行財政改革計画」の計画期間である平成 22 年度までの到達段階を明記しました。

課 題	検 討 区 分	事項数
運 営 改 善 (B)	利用の促進	59
	事業内容の改善	15
	利用料金制度の導入	23
	経費の縮減	15
あ り 方 の 見 直 し (C)	指定管理者制度の導入	12
	運営体制の見直し	1
	役割の再整理	21
	機能の縮小	4
統 廃 合 ・ 民 営 化 (D)	民営化	5
	廃止	7
	機能の統合	2
	施設の統合	2
合 計		166

5 今後の進め方

- (1) この報告書に掲げた取組みのうち、「運営改善」の取組みは、直ちに着手します。また、「あり方の見直し」及び「統廃合・民営化」の取組みについては、施設運営のあり方そのもの関わる事柄であることから、今後、議会や市民の意見を伺い、さらには財政状況の見通しも踏まえた総合的な視点から、個別施設ごとに合意形成を図ったうえで、順次実施します。
- (2) 見直しを着実に進めるため、今回、個別施設ごとに掲げた改革改善の取組目標の進捗状況について、毎年度とりまとめ、わかりやすく市民に公表します。また、施設の現状を明らかにするため、検討の対象とした施設すべてについて、管理運営状況（利用状況、収支状況等）を把握し、改革改善の取組目標の進捗状況と併せて公表します。
- (3) 社会情勢の変化による更なる市民ニーズの変化など、新たな課題にも的確に対応できるよう、引き続き継続して見直しに取り組みます。

また、アセットマネジメントの取組みと連携し、市民の利便性、市が推進する施策との関連性、あるいは、市民にとってのセーフティネットの観点等にも留意しながら、施設総量の適正化を図ります。

20 年度

検討結果の報告

運営改善

あり方見直し
廃止・民営化

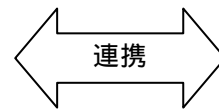
21 年度
以降

進捗管理 (毎年、公表)

(利用状況など)
管理運営状況の把握

個別施設ごとに合意形成後、順次着手

議会・市民の意見
市の財政状況



施設総量の
適正化を推進

着実な見直しの推進
新たな課題への対応

アセットマネジメントの取組み